

羽曳野市成年後見制度利用支援事業実施要綱

制 定 令和 6 年 3 月 2 9 日

羽曳野市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成 22 年 10 月 1 日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市長申立てに係る審判が確定した者であって、成年後見人等の報酬(以下「報酬」という。)を負担することが困難である者に対し、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 成年後見人等 次に掲げる者をいう。

ア 成年後見人

イ 保佐人

ウ 補助人

(2) 成年被後見人等 次に掲げる者をいう。

ア 成年被後見人

イ 被保佐人

ウ 被補助人

(3) 市長申立て 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 32 条、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 51 条の 11 の 2 の規定により市長が行う審判の請求をいう。

(4) 審判書 家事事件手続法(平成 23 年法律第 52 号)第 124 条第 2 項(同法第 133 条及び第 142 条において準用する場合を含む。)に規定する報酬に係る審判書をいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、市長申立てに係る審

判が確定した者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護受給者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている者をいう。)
 - (2) 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者相当に困窮していると市長が認める者
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、報酬に要する費用を負担することが困難であると市長が特に認める者
- (助成対象経費)

第 4 条 助成の対象となる経費は、報酬に要する費用とする。

(助成対象期間)

第 5 条 助成の対象となる期間(以下「助成対象期間」という。)は、審判書に記載された期間とする。

(助成金の額)

第 6 条 助成金の額(以下「助成額」という。)は、審判書に記載されている報酬の額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額に助成対象期間の月数を乗じて得た額を上限とする。

- (1) 成年被後見人等の居宅(老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム、同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームその他の法令で定める施設における居室を除く。)に居住し、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う住居に居住している場合(介護老人保健施設及び介護医療院を除く医療機関に入院する日数が、入院した日から起算して連続して 3 か月を超える場合を除く。) 28,000 円

- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 18,000 円

2 助成対象期間に 1 月に満たない月があるときの助成額の上限の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

3 助成対象期間において、第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当する期間と同項第 2 号に掲げる場合に該当する期間がある月の助成額の上限の額は、同項各号に定める額をそれぞれの期間の現日数を基礎として日割りし、これを合算した額とする。

4 前 2 項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てるものとする。

(助成の申請)

第 7 条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、羽曳野市成年後見制度利用支援事業申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる書類(申請者が第 3 条第 1 号に該当するものである場合あつては第 4 号から第 8 号までに掲げる書類を、同条第 2 号又は第 3 号に該当するものである場合あつては第 3 号に掲げる書類を除く。)を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 審判書の写し
- (2) 後見登記等に関する法律(平成 11 年法律第 152 号)第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書
- (3) 生活保護を受給していることを証する書類
- (4) 市町村民税の額を証する書面
- (5) 固定資産評価額及び固定資産税の課税標準額を証する書面
- (6) 預貯金通帳その他の預貯金の額が分かる書面の写し
- (7) 前年に受給した障害年金及び遺族年金の額が分かる書面の写し(障害年金又は遺族年金を受給している者に限る。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第 3 条第 2 号又は第 3 号に掲げる要件の該当性を判定するための書類として市長が必要と認めるもの

(助成の決定)

第 8 条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、羽曳野市成年後見制度利用支援事業助成決定通知書(様式第 2 号)又は羽曳野市成年後見制度利用支援事業助成却下通知書(様式第 3 号)によりその決定を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第 9 条 市長は、前条の規定による通知をしたときは、その日から 30 日以内に助成金を交付するものとする。

(成年被後見人等が死亡した場合の特例)

第 10 条 市長は、助成対象者が第 7 条第 1 項の規定による申請をする前に死亡した場合において、死亡した助成対象者の成年後見人等が報酬の一部又は全部を受領することができないときは、当該成年後見人等に対し、助成金を交付することができる。

2 前項の規定により交付する助成額は、死亡した助成対象者の財産をもって報酬の支払に充ててもなお不足する場合における当該不足する額とする。

3 第3条から第9条までの規定は、第1項の規定により助成を受けようとする成年後見人等について準用する。

(決定の取消し)

第11条 市長は、助成対象者に該当しない事実が明らかになったときは、その者の交付の決定を取り消すことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。